

5.14 文化財

5.14.1 現況調査

(1) 調査内容

事業計画地における文化財の状況を把握するために、既存資料調査を実施した。調査内容は表 5-14-1 に示すとおりである。

表 5-14-1 調査内容

調査対象項目	調査対象範囲・地点	調査対象期間	調査方法
埋蔵文化財の状況	事業計画地	適宜	既存資料調査 大深町遺跡発掘調査報告 －梅田墓の調査－ ((財) 大阪市博物館協会、平成 30 年)

(2) 調査結果

事業計画地を含むうめきた 2 期地区の区域は、「埋蔵文化財包蔵地分布図（大阪府地図情報システム）」において、周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：大深町遺跡）とされている。

このうめきた 2 期地区の区域については、発掘調査が行われており、その結果は「大深町遺跡発掘調査報告－梅田墓の調査－」（(財) 大阪市博物館協会 大阪文化財研究所、平成 30 年）としてとりまとめられている。

同報告書によると、発掘調査は、うめきた 2 期地区南西隅（南街区南西部）の 700 m² において実施されており、墓地の北と南を区画する石垣、200 体を超える土葬人骨のほか、火葬の際に生じた大量の骨灰（残灰）土を含んだ大型の穴（「骨灰土壙」）、廃棄された骨壺、水田跡などが見つかっている。なお、梅田墓は、江戸時代初期、天満周辺に散在していた墓所を、曾根崎村（現在の大阪駅前第一ビル付近と推定されている）に分割移転させたのがその始まりで、その後、現在の「うめきた」南西部に貞享年間（1684 年～1688 年）に再移転されたと考えられており、発掘場所は明治 23 年（1890 年）の地図に示された「梅田墓」のほぼ中央を縦断する位置に当たる。発掘調査が実施された範囲は、図 5-14-1 に示すとおりである。

また、発見された遺構・遺物等については、写真撮影や平面・断面実測図の作成により記録され、調査後は埋戻し及び整地が行われている。

なお、現土地所有者である独立行政法人都市再生機構によると、埋蔵文化財包蔵地において、梅田墓部のみが本調査が必要とされ、その調査の一環として上記の発掘調査が実施されており、残りの調査は令和 2 年 9 月頃までに実施される予定であるとのことである。



図 5-14-1 発掘調査実施範囲

5.14. 2 工事の実施に伴う影響の予測・評価

(1) 予測内容

工事の実施に伴う影響として、土地の改変により事業計画地の埋蔵文化財に及ぼす影響について、現況調査結果及び事業計画等により予測した。

予測内容は表 5-14-2 に示すとおりである。

表 5-14-2 予測内容

予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
土地の改変による埋蔵文化財への影響	事業計画地	建設工事中	現況調査結果及び事業計画等による推定

(2) 予測方法

現況調査結果及び事業計画等を元に予測を行った。

(3) 予測結果

事業計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：大深町遺跡）である。既に一部の発掘調査が実施され、その結果は「大深町遺跡発掘調査報告－梅田墓の調査－」（（財）大阪市博物館協会 大阪文化財研究所、平成 30 年）としてとりまとめられている。なお、残りの調査は令和 2 年 9 月頃までに実施される予定であるとのことである。

大深町遺跡については、遺構の深さ及び建築物の掘削深さから、埋蔵文化財を改変する可能性がある。しかし、本事業では、発掘調査完了後に土地の譲渡が行われ、その後に工事を実施する計画である。また、工事の実施にあたっては、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要な届出を行う。なお、建設工事の実施にあたって、何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協議の上、適切に対応する。

よって、本事業による土地の改変が事業計画地の埋蔵文化財に及ぼす影響は可能な限り回避・低減されていると予測される。

(4) 評価

① 環境保全目標

文化財についての環境保全目標は、「文化財保護法、大阪府文化財保護条例、大阪市文化財保護条例に適合すること」、「事業計画地及び周辺地区の文化財の保護に関して、適切な対策が講じられていること」、「文化財への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること」とし、本事業の実施が事業計画地周辺の土壌に及ぼす影響について、予測結果を環境保全目標に照らして評価した。

② 評価結果

事業計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：大深町遺跡）であるが、既に一部の発掘調査が実施され、残りの調査は令和2年9月頃までに実施される予定であるとのことである。

大深町遺跡については、遺構の深さ及び建築物の掘削深さから、埋蔵文化財を改変する可能性があるが、本事業では、発掘調査完了後に土地の譲渡が行われ、その後、工事を実施する計画である。また、工事の実施にあたっては、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要な届出を行う。なお、建設工事の実施にあたって、何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協議の上、適切に対応する。

よって、本事業による土地の改変が事業計画地の埋蔵文化財に及ぼす影響は可能な限り回避・低減されていると予測された。

以上のことから、文化財への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されており、環境保全目標を満足するものと評価する。